



平成 30 年 7 月 31 日

各位

会社名	株式会社いなげや
代表者の役職名	代表取締役社長 成瀬 直人 (コード番号 8182 東証 1 部)
問い合わせ先	執行役員 IR 担当 (兼) グループ財務担当 (兼) 管理本部長 高坂 忠司
電話番号	(TEL 042 - 537 - 5111)

株式報酬制度及び株式インセンティブ制度導入の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 15 日付にて、株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議し、平成 30 年 6 月 21 日開催の第 70 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において株式報酬として決議されましたが、本日開催の取締役会において詳細が決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において決議いたしました、対象会社の幹部社員（以下、「対象幹部社員」といいます。）への当社株式等の給付による株式インセンティブ制度（以下「株式インセンティブ制度」といいます。）についても、本日開催の取締役会において詳細が決定されましたので、あわせてお知らせします。

記

I 株式報酬制度

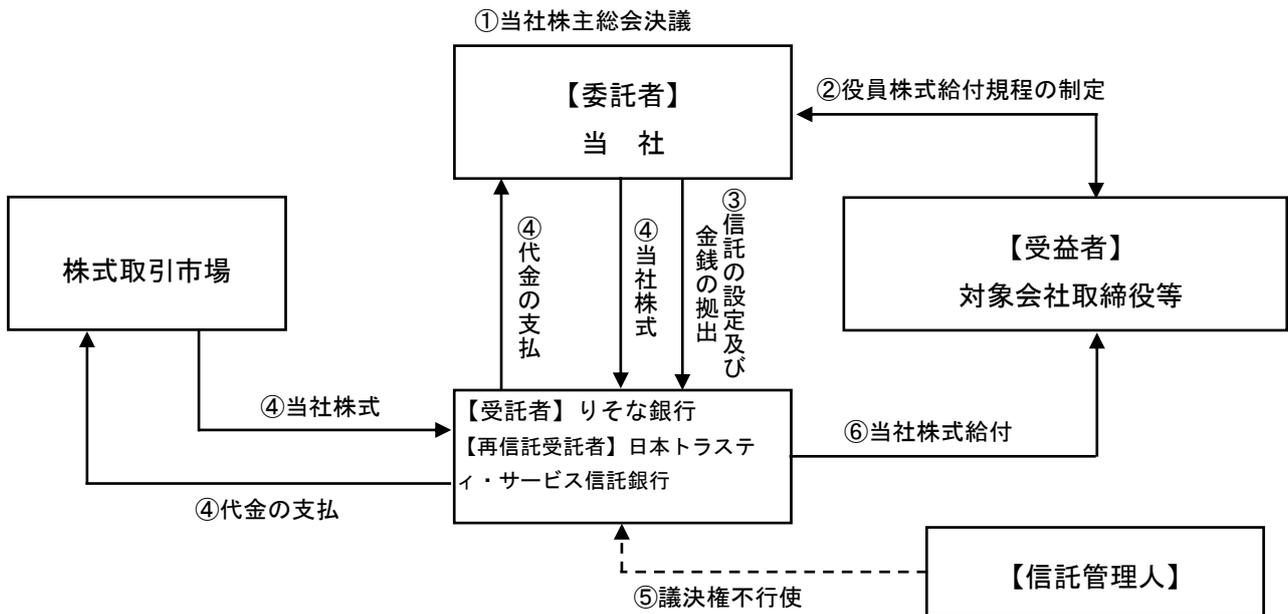
1. 本制度の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : 株式会社りそな銀行
(再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| (4) 受益者 | : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社と利害関係を有しない第三者 |
| (6) 本信託契約の締結日 | : 平成 30 年 8 月 8 日 (予定) |
| (7) 金銭を信託する日 | : 平成 30 年 8 月 8 日 (予定) |
| (8) 信託の期間 | : 平成 30 年 8 月 8 日 (予定) から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続) |

2. 本信託の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得する資金として : 75,000,000円 (上限)
信託する金額
- (3) 取得株式数 : 44,000株 (上限)
- (4) 株式の取得方法 : 株式市場等より取得
- (5) 株式の取得期間 : 平成30年8月8日(予定)から平成30年10月31日(予定)まで

本信託の仕組みと概要



- ① 当社は本制度の導入に関して株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
(本株主総会において決議済)
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る役員株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である取締役等を受益者候補とする信託(本信託)を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場等から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象取締役等の役位に応じて取締役等にポイントが付与されます。退任時等、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

II 株式インセンティブ制度

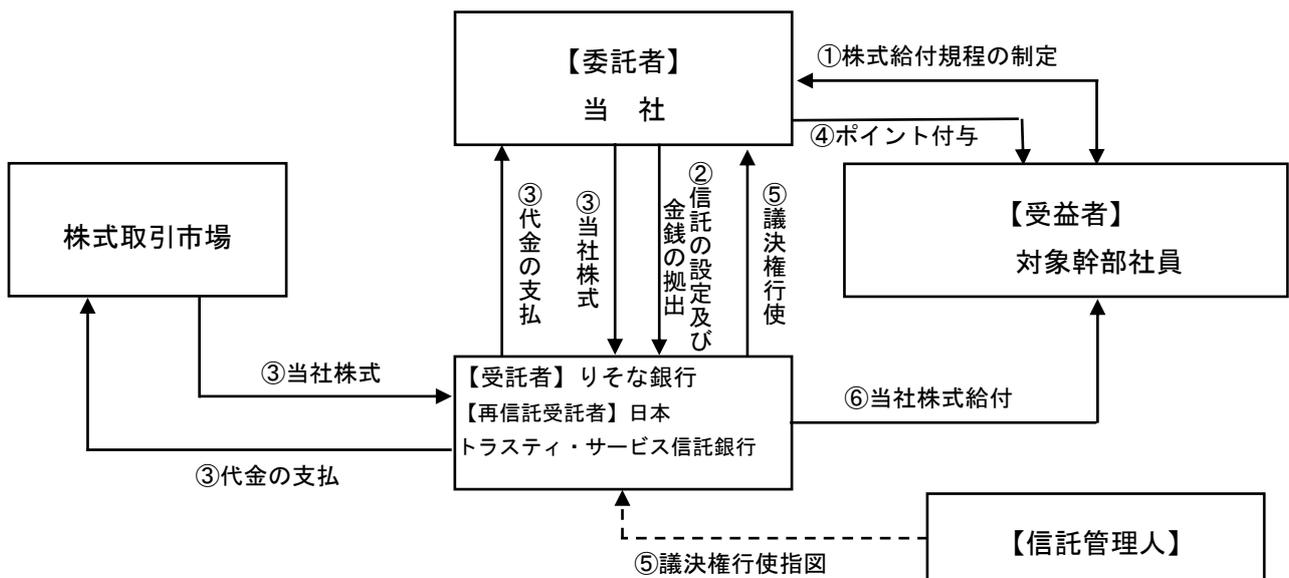
1. 本制度（幹部社員向け）の概要

- (1) 名称 : 従業員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 幹部社員等のうち、受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社社員
- (6) 本信託契約の締結日 : 平成 30 年 8 月 8 日（予定）
- (7) 金銭を信託する日 : 平成 30 年 8 月 8 日（予定）
- (8) 信託の期間 : 平成 30 年 8 月 8 日（予定）から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続)

2. 本信託の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得する資金として
信託する金額 : 75,000,000 円（上限）
- (3) 取得株式数 : 44,000 株（上限）
- (4) 株式の取得方法 : 株式市場等より取得
- (5) 株式の取得期間 : 平成 30 年 8 月 8 日（予定）から平成 30 年 10 月 31 日（予定）
まで

本信託（幹部社員向け）の仕組みと概要



- ① 当社は株式インセンティブ制度の導入に関して取締役会において株式給付規程を制定します。
- ② 当社は株式インセンティブ制度の対象者である幹部社員を受益者候補とする信託（本信託（幹部社員向け））を設定します。
- ③ 本信託（幹部社員向け）は、上記②で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場等から取得します。
- ④ 「株式給付規程」の定めにより、株式インセンティブ制度の対象幹部社員の役位に応じてポイントが付与されます。
- ⑤ 本信託（幹部社員向け）内の当社株式については、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託（幹部社員向け）は、原則、対象幹部社員が退職時、株式給付規程等に定める一定の受益者要件を満たした場合に、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。
なお、株式の一部は源泉徴収税等に充当するため株式の時価相当の金銭を給付します。

以上